

行田市人權施策推進基本方針

2023年3月 改定

行 田 市

※目次については、改定作業の最後に修正します。

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	基本方針改定の趣旨	1
2	基本方針の位置付けと性格	2
3	人権施策の基本理念	2
第2章	人権施策の推進方向	4
1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4
(1)	学校教育等における人権教育	5
(2)	家庭、地域社会における人権教育	6
(3)	市民や企業に対する人権啓発	7
(4)	市職員・教職員等に対する人権啓発	8
2	相談・支援の推進	9
3	市民、NPO、企業等と協働した人権尊重の地域づくり	10
第3章	各人権課題	11
1	女性	11
2	子ども	11
3	高齢者	12
4	障がいのある人	13
5	同和問題	14
6	外国人	15
7	HIV感染者等	16
8	インターネットによる人権侵害	16
9	災害時における人権への配慮	17
10	性的少数者の人権問題	18
11	その他の人権問題	19
第4章	推進体制	22
1	行田市人権施策推進審議会	22
2	国、県、他市町村、民間団体等との連携	22

第 1 章 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、幸せに生きていく権利」、また「人間が人間らしく生きるために生まれながらに持ち、誰からも侵されることのない権利」です。この権利は、日本国憲法によって全ての国民に保障されています。人権の尊重は平和の基礎であり、全ての人々が互いの違いを尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に努めることは、「人権の世紀」といわれる 21 世紀の重要な課題です。

本市では、「一人ひとりの人権が尊重されるまち」をつくることを目指して、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、現実には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの多くの人権問題が依然として存在しています。

また、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害や、性的少数者の人権、ヤングケアラーの問題、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱いや言動等新たな課題も社会の関心を集めており、人権問題は複雑・多様化及び複合化の傾向にあります。

こうした中、平成 28 年（2016 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、各種人権問題解消に向けた法整備が進みました。

さらに、令和 4 年（2022 年）には、「埼玉県人権施策推進指針（第 2 次改定）」が策定されるとともに、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」並びに「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

本市においても、こうした状況を踏まえつつ、引き続き各種人権施策をより総合的かつ効果的に推進し、さらに新たな人権課題にも的確に対応するため、「行田市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）」の改定を行うものです。

2 基本方針の位置付けと性格

この基本方針は、本市の人権教育・啓発に関する基本的な施策の推進方向を示すものであり、「第6次行田市総合振興計画」の内容を踏まえて策定するものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定された地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的に推進するための指針とするものです。

3 人権施策推進の基本理念

「第6次行田市総合振興計画」では、5つの基本目標の一つとして、「未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる」を設定しており、また、これを実現するための政策として、「人権を尊重し平和を願うまち」を掲げております。

これを実現することを基本理念として、人権教育・啓発をはじめとする各種政策を総合的に推進し、次の3つがともに実現する社会を目指します。

① 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

② 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

全て人は平等であって、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとり

の個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

③ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、お互いの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

第2章 人権施策の推進方向

本市のあらゆる分野の業務は、市民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談・支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、市の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

- Ⅰ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- Ⅱ 相談・支援の推進
- Ⅲ 市民、NPO、企業等と協働した人権尊重の地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、感染症に関連する人権問題、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人権問題及び災害時における人権への配慮を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、近年では、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への対応が必要となっています。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて人権教育・啓発を推進することで、市民一人ひとりが生涯にわたり人権課題に主体的に取り組む、また、人権感覚を身に

付けた行動をとることで、自己実現の権利や多様な考えを認め合う共生の心を醸成できるよう取り組みます。

(1) 学校等における人権教育

学校等においては、子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」への理解を深めることで、基本的人権を尊重し主体的に様々な人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

① 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

子どもたちの人権に関する知的理解に加え人権に対する感性を育てます。自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

② 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人との交流など、体験から学ぶ機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

③ 人権教育の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの配布、人権教育の実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

本市ではこれまで、公民館等の社会教育施設を中心として、人権に関する多様な学習機会を提供することで、人権が尊重される社会の実現に向け取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を高める内容や方法を工夫・改善していくことが必要です。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、家庭教育に関する相談体制の整備、家族のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

④ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

⑤ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結

びつく研修等の充実と指導者の養成を図ります。

(3) 市民や企業に対する人権啓発

人権啓発については、全ての市民が啓発活動に触れることができるよう市報や冊子、ポスター、ホームページ・ソーシャルメディアによる啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

本市が令和元年度（2019年度）に実施した「人権に関する意識調査」の結果によると、人権について「全ての人に関わる大切な問題」と回答した人の割合が、平成26年度（2014年度）実施の同調査と比べ1.6ポイント増加し90.9%となるなど、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、ソーシャルメディアなど様々な媒体を活用し、より効果的に、市民に広く定着するよう推進することが必要です。

① 市民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、県、他市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、また、ソーシャルメディアを積極的に活用するなど効果的・効率的な啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められています。公正な採用や昇任、ハラスメントなどの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、事業所人権教育研修会など啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の配布など情報提供に努めます。

(4) 市職員・教職員等に対する人権啓発

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から職場内研修などに取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が必要です。

全ての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、人権に関する研修をより一層充実します。

① 行政職員

行政職員には、常に人権的配慮が必要であることから、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

② 教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実し、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

③ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が市民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修の充実に取り組みます。

④ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修

を充実します。

2 相談・支援の推進

市では、行政に関する相談や市民生活に関する民事、家庭問題等についての各種相談事業を行っています。

しかしながら、近年、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容は、複雑・多様化しております。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、市の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、県、他市町村、人権擁護委員、NPO等の人権に係る相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の市民への周知を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子ども等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護や自立等の支援を推進します。

また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する救済制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

また、高齢者、障がい者などからの福祉サービスの利用に関する相談に対応するための体制の充実を図ります。

⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

3 市民、NPO、企業等と協働した人権尊重の地域づくり

人権問題を解決するためには、市民、NPO、企業などの地域社会の構成員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

そのため、本市では、市民と行政が参加・協働できる体制を構築し、人権施策を推進します。

- ① 虐待やいじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の顕在化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るため、市民の連携による取組を推進します。
- ② 人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、市民やNPO、企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、市民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。
- ③ 年齢、性別、国籍、障がいの有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくれます。

第3章 各人権課題

1 女性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力（DV）やストーカー行為など、女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するために、教育・啓発、相談・支援等の施策を総合的に推進します。

【施策の展開方向】

- ① 「第4次ぎょうだ男女共同参画プラン《改訂版》」に基づく総合的な施策の推進
- ② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実
- ③ 女性の社会参加へ向けた総合的な環境整備の促進

2 子ども

【現状と課題】

平成元年（1989年）に国連で採択され、わが国でも平成6年（1994年）に批准している「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、

保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、貧困問題、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑化、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー問題など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

- ① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進
- ② 児童虐待防止の取組の推進
- ③ いじめや非行、不登校などに関する取組の推進
- ④ 子育て支援の充実

3 高齢者

【現状と課題】

本市の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和5年1月1日現在の高齢化率が32.6%と、人口の約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。また、高齢者に対する振り込め詐欺や悪質な訪問販売などが増加しており、こうした犯罪行為を防止する取組がますます重要となっています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

- ① 高齢者への虐待や犯罪被害の防止の推進
- ② 介護サービス等の相談体制の充実
- ③ 単身高齢者等への支援の推進

- ④ 福祉のまちづくりの推進
- ⑤ 高齢者の主体的な活動を支援するための施策の推進

4 障がいのある人

【現状と課題】

障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活の全てに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立し意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

【施策の展開方向】

- ① 障がいのある人への理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- ② 障がいのある人の権利擁護の推進
- ③ 障がいのある人への地域での生活支援
- ④ 福祉のまちづくりの推進
- ⑤ 障がいのある人への総合的な雇用対策の促進
- ⑥ 情報のユニバーサルデザイン化の推進

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

この問題の解決を図るため、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、平成14年

(2002年) 3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、一部に課題が残るものの生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別措置法終了後は、偏見や差別意識の解消、人権意識の高揚のため、引き続き同和問題に関する教育・啓発活動を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、近年ではインターネットの匿名性を悪用し、掲示板サイトへの差別的な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題が発生しています。

また、結婚、就職などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

こうした状況を受け、平成28年(2016年)12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

さらに、令和4年(2022年)7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

本市では、今後とも「第6次行田市総合振興計画」及び「行田市同和行政基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権課題の一つととらえ、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発等の各種施策を積極的に推進していきます。

【施策の展開方向】

- ① 同和教育の推進
- ② 偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動の推進
- ③ 相談体制の充実
- ④ インターネット上の人権侵害情報のモニタリング事業の推進
- ⑤ 「えせ同和行為」の排除

6 外国人

【現状と課題】

本市における在留外国人数は、令和5年1月1日現在で1,866人にのぼり、人口の2.4%を占め、増加傾向にあります。

こうした中、全国的に見ると、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

また、近年、特定の国籍や民族の人を排斥しようとする不当な差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしかねないものとして、問題となっています。

こうした状況を受け、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる「多文化共生のまちづくり」を推進しています。

【施策の展開方向】

- ① 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実

7 感染症に関連する人権問題

【現状と課題】

HIVは、正しい理解があれば日常生活の中では感染することはありません。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、エイズ患者・HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

また、新型コロナウイルス感染症は、その感染拡大に伴い、陽性者とその家族のほか、医療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々などに対する差別的取扱いを生じさせるという新たな人権問題を顕在化させることとなりました。

その他、各種感染症や、難病、慢性疾患等の患者も周囲の無理解により様々な人権問題に直面しています。

病気と闘う一人ひとりが個人として尊重されるよう、病気について正しく理解し、差別・偏見をなくすことが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 正しい知識の普及・啓発
- ② 相談・支援体制の充実

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。パソコンやスマートフォン等の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を

助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

平成14年（2002年）5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促す被害者救済が図られることになりました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用者一人ひとりが、人権に関する正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

【施策の展開方向】

- ① インターネットによる人権侵害を防止するための啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ インターネット上の人権侵害情報のモニタリング事業の推進
- ④ 法務省（さいたま地方法務局）等関係機関との連携強化

9 性的少数者の人権問題

【現状と課題】

近年、性的少数者の人権に対する関心が高まってきています。

性のあり方は様々であり、「身体的には男（女）だが、自分の心は女（男）」あるいは「自分は男でも女でもない、性別を意識していない」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

性的少数者は、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあります。このため、性的少数者の多くは様々な悩みや生活上の困難を抱えています。

平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。なお、平成20年（2008年）6月に同法が改正され、条件が緩和されています。

性的少数者の人権に対する社会的関心の高まりを受け、本市では、性の多様性を認め合い共に生きる社会を目指し、令和3年（2021年）4月から「行田市パートナーシップ宣誓制度」を実施しております。その後、埼玉県では、令和4年（2022年）7月に「埼玉県性の多様性を尊重する社会づくり条例」が制定施行されました。

性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすとともに、誰もが自分らしく生きることのできる環境づくりが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 正しい知識と理解のための教育・啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 当事者の心情に配慮し、寄り添った環境づくり

10 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほか、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などのいわゆる「災害時要配慮者」への配慮が問題となりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しており、中でも、令和元年台風第19号は、本市にも甚大な被害をもたらしました。

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

- ① 啓発活動の推進
- ② 人権に配慮した災害時の対応

11 様々な人権問題

これまで述べてきた10項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題に対しては、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、県、他市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

① プライバシーの侵害

プライバシーの侵害に関しては、身元調査をはじめ、情報化社会の進展に伴い個人情報が不正に収集・利用される事例など、多くの問題が発生しています。

② 公正な選考採用

企業等での従業員の採用に当たっては、応募者の基本的人権に配慮する必要があります。出生地、家族の状況などの本人に責任のない事項や人生観、生活信条などの本来、自由である事項を採用条件とすることは、応募者の基本的人権を尊重しない間違った考え方です。

③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神的・経済的に様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などにより、人権が侵害される場合もあります。

④ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた少数民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、アイヌ独自の言葉や信仰、生活習慣など、アイヌの文化や伝統を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

このような状況の中、令和元年（2019年）5月には、「アイヌ人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌ文化の振興を含め、様々な施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

⑤ 北朝鮮当局による拉致問題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年（2004年）までに政府が認定した拉致被害者17人のうち被害者5人とその家族8人

の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年（2008年）の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否が未だに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

⑥ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

⑦ ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

⑧ ケアラー・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラーが増加し、誰もがその立場になる時代が到来したといえます。ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障がいのある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる 18 歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

⑨ ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなります。

⑩ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第4章 基本方針の推進

1 行田市人権施策推進審議会

人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「行田市人権施策推進審議会」において、人権教育及び人権啓発に関する基本施策の検討及び実施について審議します。

2 国、県、他市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、他市町村の行政機関をはじめ、民間団体等の機関と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていく必要があります。

引き続き、法務省（さいたま地方法務局及び同熊谷支局）や人権擁護委員をはじめ、近隣自治体、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。